

# 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）のお知らせ

## 年間保険料の計算方法（平成21年度）

保険料率は、平成20年度と変わりありません。

<b>均等割</b> 【一人当たり額の】 37,116円	+	<b>所得割</b> 【本人の所得に応じた額】 (平成20年中の所得 - 33万円) × 8.29%	=	<b>1年間の保険料</b> (限度額50万円)
------------------------------------	---	--	---	-----------------------------

## 保険料の軽減の一部変更について（平成21年度の保険料に限ります）



保険料の軽減につきまして、次のとおり一部変更となり、均等割「7割軽減」対象の方が昨年度に引き続き「8.5割軽減」の対象となります。

対象の方には変更後の保険料額で「保険料決定通知書」を送付しますので改めて手続きをする必要はありません。

8.5割軽減に該当する方で、世帯の加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない場合は、9割軽減の該当となります。

## 新しい保険証（被保険者証）の交付について

現在ご利用の保険証（被保険者証）は、平成21年7月31日が有効期限です。7月中に送付する新しい保険証（被保険者証）をご使用ください。

問い合わせ	北海道後期高齢者医療広域連合	011(290)5601
	市民課国保高齢医療係 名寄庁舎	01654 2111 (内線3114~3118)
	風連庁舎	01655 2511 (内線120)

## 国民健康保険税についてのお知らせ

今年度から地方税法施行令の一部改正に伴い、介護納付金分の限度額が「9万円」から「10万円」に変更となりました。税率については昨年度と変更なく次の表のとおりとなりますので、今後ともご理解と納付のご協力をお願いいたします。

なお、平成21年度の国保税の納入通知書については7月中旬の発送を予定しています。

### 保険税の年金天引きについて

国保加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯の保険税納付について、世帯主の年金から天引き（特別徴収）となります。

ただし、次の場合は個別に保険税を納めることとなります（普通徴収）。

- ・世帯主が国保被保険者以外
  - ・年金額が18万円（年額）未満
  - ・介護保険料の天引きと合わせた額が年金額の2分の1を超える
- 現在口座振替をされている方につきましては、自主納付を推奨する観点から、年金からの天引きを実施いたしません。

**保険税は安心便利な口座振替で**  
市内金融機関の通帳とお届印、納税通知書をお持ちのうえ、金融機関窓口か市役所納税係または国保高齢医療係までお申し込みください。

**国保の届出は14日以内**  
国民健康保険に加入する場合、脱退する場合などは事実が発生した日から14日以内に届出が必要です。ご注意ください。

### 平成21年4月分からの国民健康保険税

区分	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割（世帯の所得×税率）	7.5%	3.0%	1.8%
資産割（固定資産税額×税率）	22.0%	9.0%	4.0%
均等割（国保加入者数×定額）	20,000円	7,000円	7,000円
平等割（1世帯あたり）	18,000円	7,000円	6,000円
限度額	47万円	12万円	10万円

介護納付金は40歳から64歳までの加入者。  
長寿（後期高齢者）医療制度による国保の異動や所得の額などによって保険税が軽減される場合があります。

医療分・後期高齢者支援金分  
・介護納付金分の合計が国民健康保険税額となります。

問い合わせ	市民課国保高齢医療係	名寄庁舎	01654 2111 (内線3114・3115)
		風連庁舎	01655 2511 (内線120)